

資料3-2

資金業の監督行政及び多重債務相談等 の状況について

令和6年2月2日

東海財務局 静岡財務事務所

令和5事務年度における貸金業者の監督に係る重点事項について(抜粋)

令和5事務年度における貸金業者の監督に係る重点事項について

「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、令和5事務年度における貸金業者の監督に係る重点事項を別紙のとおり定めたので、これを踏まえ、貸金業者の監督に取り組まれたい。

併せて、本重点事項の中には、都道府県の監督に関する項目が含まれるため、都道府県が貸金業者を監督する際に本重点事項を参考とするよう共有されたい。

貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、「1.多重債務問題への対応」、「2.成年年齢の引下げを踏まえた対応」、及び「3.貸金業者の監督」に重点的に取り組むこととされたい。また、それらの実現のため「4.都道府県等との連携強化」及び「5.日本貸金業協会との連携強化」に加えて「6.その他」にもご留意願いたい。

なお、本重点事項は、貸金業者を取り巻く情勢等の変化を踏まえて、必要に応じ見直すこともあり得る。

令和5事務年度における貸金業者の監督に係る重点事項について(抜粋)

1. 多重債務問題への対応

近年、商品の売買を装い金銭の貸付けを行うものなど、新たな手口のヤミ金融※が広がりを見せている。こうした状況を踏まえて、被害の防止の取組みを推進するため、政府広報やLINE広告、リーフレットの配布等多様な媒体を活用した注意喚起を実施することに加え、X(旧ツイッター)及びインスタグラムなども通じて、金融庁公式アカウントから直接返信するなどにより、注意喚起を行っているところである。

財務局（福岡財務支局・沖縄総合事務局を含む。）においては、貸金業の無登録営業に該当するものに対し捜査当局等と緊密に連携して厳正に対処するとともに、金融経済教育など様々な機会を捉え、金融庁のウェブサイトや金融庁が公表しているリーフレットも活用しつつ、可能な範囲で広く注意喚起や資金繰り支援窓口の紹介等を行われたい。

また、貸金業者による返済能力の調査や途上与信管理における貸付自粛制度の活用状況を確認するほか、日本貸金業協会と連携して、専門医療機関や相談拠点（精神保健福祉センター、保健所等）への当該制度の周知や、貸金業者の窓口への周知用リーフレットの設置などを通じて、当該制度を必要とする者に的確に伝わるよう周知されるとともに、適切な運用の確保にも留意願いたい。

※ SNS個人間融資、偽装ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化、先払い買取現金化等

2. 成年年齢の引下げを踏まえた対応

令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、若年者の消費者被害等を防止するため、関係閣僚会合（令和4年1月）において、日本貸金業協会は自主ガイドラインの策定等を行い、過剰借入・与信防止の観点から、当局の監督・検査により遵守状況をモニタリングすることとされている。

上記を踏まえ、財務局においては、既に貸付実績や苦情相談状況等を把握とともに、ターゲット検査も実施頂いているところである。足元では、若年者向け貸付を行う貸金業者は限られているものの、成年年齢引下げから1年半しか経過していないことから、当面の間、確りとモニタリングを行う必要がある。引き続き、管轄貸金業者の取組みや地域の若年者を取り巻く事情を勘案してモニタリングを行うとともに、必要に応じて検査実施を検討するなど、適切に対応されたい。

また、成年年齢引き下げを踏まえた若年者への啓発活動について、これまで新成人向けのクイズ動画を作成するなど、様々な活動を行ってきたところであるが、引き続き積極的に実施していく必要がある。

最近では、金融庁公式YouTubeチャンネルにクイズ動画を掲載とともに、若年者に届けるためにターゲットを若年者に限定したLINE広告も実施したところである。新成人向けクイズ動画については、非常に有用な啓発ツールであることから、利用可能期限を令和6年3月末まで延長しており、引き続き、各種広報・啓発活動や金融教育の場面で有効活用されたい。

4 . 都道府県等との連携強化

貸金業法に則した監督や金融犯罪への対応は、金融庁・財務局のみで実現できるものではなく、都道府県や警察当局等との連携を通じ、統一的視点で協力・協働して行う必要がある。そのため、貸金業監督者会議や貸金業関係連絡会等の機会を活用することはもとより、日頃から可能な範囲で都道府県等と緊密に情報交換を行うなど、連携強化に努める

特に、情報交換を行うに当たっては、貸金業者に対する監督手法のみならず、地域の貸金業者の実態や金融行政の問題意識などについても共有を図るものとする。

なお、貸金業監督者会議や貸金業関係連絡会等については、各都道府県の実情に応じて臨機応変に対応して頂きたい。

5. 日本貸金業協会との連携強化

(1) 効果的・効率的な監督の観点からの連携

貸金業者の監督に当たっては、自主規制機関である日本貸金業協会との連携及び役割分担による効果的・効率的な監督が重要である。貸金業者の業務実態の把握や態勢整備など、必要な措置を求める際には、監督当局において、直接監督する方法に加え、同協会の自主規制規則制定や監査実施などの方法も併せて、効果的・効率的な方法を検討されたい。

なお、貸金業法においては、同協会への加入は強制されないものの、協会員でない貸金業者に対して、同協会の自主規制に対応した社内規則の制定を命じる枠組みが導入されていることに鑑み、同協会への加入の促進を図ることとされている点に留意されたい。

(2) 金融リテラシー向上のための連携

近年の金融犯罪等に関する手口は巧妙化・複雑化しており、起業・副業・アルバイト詐欺、投資詐欺等の様々なトラブルが若者を中心に増加するなど、憂慮すべき状況にあり、消費者保護の取組みを一層戦略的・効果的に推進するために業界が結束して対応する必要があることから、本年6月、同協会と貸金業大手4社が協働して、金融リテラシー向上推進のためのコンソーシアムが設立されたところである。これを機に、同協会との連携をより一層強化していただき、資金需要者等の金融リテラシー向上及び金融トラブル被害防止のために取り組まれたい。

東海財務局における多重債務相談の受付状況（2022年度）



【概要】

- ・2022年度の新規受付件数は、486件（対前年度比▲12.6%）と減少。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減などにより、債務の返済が困難になったとする相談は、62件（対前年度比▲22.5%）となっている。
- ・「借入のきっかけ」は、「商品・サービスの購入」が最も多く327件、次いで「低収入・収入の減少等」が266件となっている。
- ・「相談対応結果」としては、債務整理を目的として、「弁護士、弁護士会、日本クレジットカウンセリング協会等の専門家を紹介」したものが350件と最も多い。

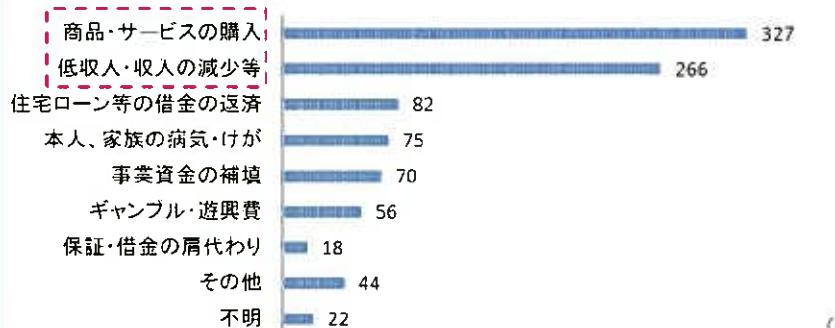
(件)

■ 新規受付件数の推移 ■

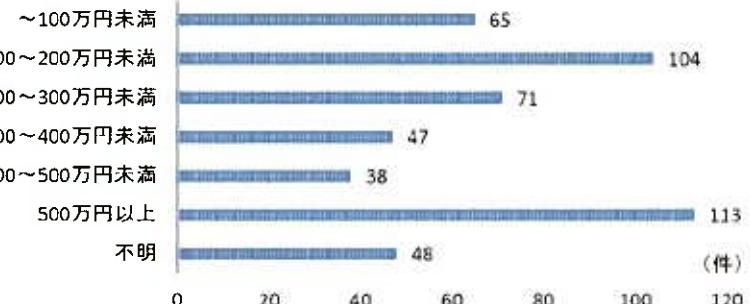


■ 相談者（債務者）の状況 ■

【借入のきっかけ（重複回答あり）】



【借入残高】

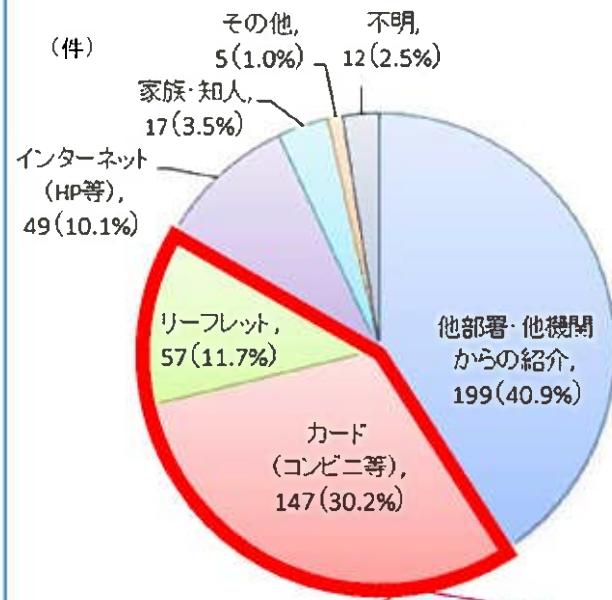


【年齢構成】



■ 相談対応等の状況 ■

【相談窓口把握方法（相談のきっかけ）】



【相談対応結果（重複回答あり）】

結果	件数
弁護士、弁護士会、日本クレジットカウンセリング協会等の専門家を紹介	350
多重債務問題の根本的な解決のための専門的な相談機関を紹介	126
うち市区町村の生活保護担当窓口等を紹介	31
うち社会福祉協議会、生活困窮者自立支援相談窓口等を紹介	15
うち精神保健福祉センター、こころの相談窓口等を紹介	17
うちその他相談窓口を紹介	63
相談員による相談のみで解決	122

コンビニエンスストア（ファミリーマート様）のほか、金融機関や市区町村の消費生活センター、社会福祉協議会、総合病院などにご協力いただき、東海財務局の多重債務相談窓口に係るカードやリーフレットを設置しました。

これらをきっかけにして、多重債務相談窓口にご相談いただくことも多く、多重債務問題の解決に大きく貢献いただいております。



「金融ほっとライン（東海）」の相談受付状況（2022年度）

【概要】

- ・2022年度の受付件数は、732件（対前年度比▲4.9%）と減少。なお、受付件数のうち、新型コロナウィルス感染症に関する相談は、28件（対前年度比▲49.1%）となっている。
- ・分野別にみると、「預金・融資等」に関するものが216件（全体の29.5%）と最も多い。
- ・相談者の属性でみると、性別では、男性507件（69.3%）、女性209件（28.6%）。
- ・地域別では、愛知県212件（29.0%）と最も多く、次いで岐阜県56件（7.7%）、三重県48件（6.6%）、静岡県38件（5.2%）。

■ 分野別受付件数 ■



■ 相談者の属性 ■

【男女別の割合】

不明 2.2%(4.8%)

性別	割合	(割合)
男性	69.3%	(70.5%)
女性	28.6%	(24.8%)

【地域別の割合】

岐阜県 7.7%(5.6%) 三重県 6.6%(4.9%)
静岡県 5.2%(7.8%)



分野	内容
預金・融資等	銀行、信用金庫、信用組合等に係る預金・融資の相談等
投資商品等	証券会社等金融商品取引業者等、無登録等に係る相談等
資金等	貸金業者、ヤミ金融等に係る相談等
保険等	生命保険、損害保険、その他の保険等に係る相談等
前払式支払手段	前払式支払手段発行者に係る相談等
資金移動	資金移動業者に係る相談等
暗号資産	暗号資産交換業者に係る相談等
その他	上記以外の一般的な相談、その他

【特徴的な相談事例①】

クレジットカードのリボルビング払い、おまとめローンに関する相談事例

複数のクレジットカードを利用し、リボルビング払いでの支払いをしているが、毎月の返済額が多く、消費者金融で借金をして返済している状況だ。一向に返済も終わらないので、おまとめローンを利用したい。

▼ 当局の対応

専門の相談員が、債務の状況や収入の状況を丁寧にお聞きし、問題点の整理を行うとともに、必要な情報提供や適切なアドバイスを行います。問題の解決に向けて、専門の機関をご案内します。



【ポイント及びアドバイスの内容】

- クレジットカードのリボルビング払いは、毎月の返済額が一定になるものの、手数料が高く、返済期間も長くなります。
- 複数のクレジットカードを利用することや、消費者金融で借金をして返済することは、債務額がさらに膨れ上がることとなります。おまとめローンを利用してことで、毎月の返済額を抑えることができても、完済するまでの期間が長くなり、返済総額が大きく膨れ上がる場合も多いことから慎重な判断が必要です。
- 相談者の収入や債務額によっては、債務整理の方法をご説明し、法テラスや日本クレジットカウンセリング協会の窓口をご案内します。
- 多重債務に陥らないために以下の点等に注意が必要です。
 - ・本当に借入れが必要か。（必要としない借入れは行わない。）
 - ・無理なく確実な返済が可能か。（借入れ前に毎月の返済額等を計算してみる。）
 - ・契約内容を理解できたか。（契約前には必ず契約書の金利や手数料の額又は契約内容をよく確認してください。また、契約書はトラブル防止のために必ず保管してください。）

【特徴的な相談事例②】

ギャンブル等依存症による借金についての相談事例

息子がギャンブルで作った借金について、母親が肩代りを繰り返していたが、これ以上の肩代わりが困難になった。息子は、他の家族の年金までギャンブル費用として無心しており、家族関係が悪化している。どうしたらよいか。

▼ 当局の対応

- ・ギャンブル等にのめり込んで借金を重ねてしまう人の中には、「ギャンブル等依存症」という精神疾患を抱えている人が少くないため、まずは治療に向けて精神保健福祉センター等へ相談することをお勧めします。
- ・債務の状況や収入の状況を踏まえ、可能な範囲で相談者のご意向に沿った債務整理の方法等をご提案するとともに、問題解決に向けて、各種相談機関や弁護士などの専門家をご紹介します。



【ポイント及びアドバイスの内容】

- ギャンブル等による債務であり、自己破産の免責不許可事由に該当する可能性があります。一方、債務者に安定的な収入がある場合には、個人再生による債務整理が可能な場合があります。個人再生をご希望される場合は、弁護士などの専門家をご紹介します。また、個人再生にあたり、毎月の収支の把握が必要な場合には、家計管理支援を行います。
- 一般的に、家族が借金の肩代りをしてしまうと、本人が借金の問題に向き合う機会を奪ってしまい、新たな借金の発生につながります。ご家族は、借金の代位弁済はせず、債務者本人が返済に向き合えるよう支援してください。
- 更なる借り入れの防止のため、「貸付自粛制度」の利用をご検討ください。

(参考) ギャンブル依存症やアルコール依存症を理由とする借金の場合、多重債務問題の根本的な解決を図るため、債務整理よりも依存症治療が優先される場合があります。

【特徴的な相談事例③】

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが厳しくなった事業者からの相談事例

新型コロナウイルス感染症の影響から売上が減少したため、金融機関から融資を受けたものの、影響の長期化に伴い、売り上げがさらに減少し資金繰りが厳しくなった。追加融資を相談したが謝絶された。どうしたらよいか。

▼ 相談事例に係るポイントとアドバイス

POINT

金融庁では、金融機関に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰り等でお困りの皆様から、新規融資や既往債務の返済猶予等のご相談が金融機関に寄せられた場合、丁寧かつ柔軟に皆様の支援に取り組むよう要請しています。

【アドバイス】

- 融資の実行は、あくまでも金融機関の経営判断で行われることとなります。
- 金融庁では、金融機関に対し、3年超にわたる新型コロナウイルス感染症及び昨今の物価高騰等の影響を受け、依然として厳しい状況に置かれている事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、次の内容を含めた要請をしていますので、取引金融機関にご相談ください。
 - 事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、**事業者ニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること**
 - ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金等について貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、**事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと**

【特徴的な相談事例④】

警察や金融庁の職員を装った詐欺的な行為に関する相談事例

警察、銀行等を名乗る者から電話があり、「口座が不正に利用されており、後ほど金融庁から連絡が入る」と言わされた。その後、金融庁職員を名乗る者から調査協力依頼があつたので、キャッシュカードを預け、暗証番号も伝えてしまった。どうしたらよいか。

▼ 相談事例に係るポイントとアドバイス

POINT

役回りを演じてキャッシュカードと暗証番号をだまし取る、公的機関装い型の手口が増加中！

【アドバイス】

- 金融庁職員が、電話や自宅を訪問し、口座番号や暗証番号、生年月日等の個人情報を聞きすることや、キャッシュカードをお預かりすることは絶対にありません。
- 電話の相手は自分の声が残ることを嫌うので、常に留守番電話にしておき、相手が誰であるか確認した後に出てこるように習慣づけることが詐欺被害防止に繋がります。
- 警察や銀行の業界団体など公的機関が登場してくる場合は「もしかして、詐欺では？」と疑ってください。
- 少しでも怪しいと感じたら、警察や親族、友人に相談してください。
また、東海財務局金融ほっとライン（☎052-951-9620）においても、ご相談に応じます。